

# 高額療養費制度 70歳未満の方

| 所得区分 |                                                         | ひと月の上限額                                       | 入院時食事代                             | 年間上限額      |
|------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------|------------|
| ア    | 年収約1,160万円～<br>健保：標準報酬月額83万円以上<br>国保：年間所得901万円超         | 270,300円＋(医療費－901,000円)×1%<br>【多数該当：140,100円】 | 1食550円<br>1日＝1,650円<br>30日＝49,500円 | 1,680,000円 |
| イ    | 年収約770～約1,160万円<br>健保：標準報酬月額53～79万円<br>国保：年間所得600～901万円 | 179,100円＋(医療費－597,000円)×1%<br>【多数該当：93,000円】  |                                    | 1,110,000円 |
| ウ    | 年収約370～約770万円<br>健保：標準報酬月額28～50万円<br>国保：年間所得210～600万円   | 85,800円＋(医療費－286,000円)×1%<br>【多数該当：44,400円】   |                                    | 530,000円   |
| エ    | ～年収約370万円<br>健保：標準報酬月額26万円以下<br>国保：年間所得210万円以下          | 61,500円<br>【多数該当：44,400円】                     |                                    | 530,000円   |
| オ    | 住民税非課税者                                                 | 36,900円<br>【多数該当：24,600円】                     | 入院90日以内 1食270円<br>入院90日超 1食220円    | 290,000円   |

※衣類リース代、オムツ代、室料等は医療費に含まれませんので、高額療養費の対象外です。

【合算】… 医療費は同じ医療機関であっても外来と入院、医科と歯科はそれぞれ別計算です。また、複数の医療機関にかかった場合も別計算となります。それぞれの医療機関で1ヶ月の自己負担額が21,000円以上となったものを合算することができます。同じ健康保険に加入しているご家族の医療費も、同様に21,000円以上であれば合算可能です。これらを合算した結果、ひと月の上限額を超えた金額が高額療養費として支給されます。

【多数該当】…同じ健康保険に加入している方が直近12ヶ月の間に、高額療養費の支給を受けた月が3回以上ある場合は、4回目からひと月の上限額が引き下がります。上限額引き下げの適用を希望される方は外来計算窓口でお申し出ください。

【申請窓口】保険者（資格確認書に記載されています）

### マイナ保険証・オンライン資格確認

当院では、限度額適用認定証を取得・提示しなくても、マイナ保険証の提示またはお申し出によりオンライン資格確認による限度額登録が可能です。病院の窓口で負担する金額がひと月の上限額までで済むようになります。ただし、利用する同一月に申請する必要があります。

医療機関（病院、薬局等）によって対応が異なりますので、直接ご確認ください。

#### 【必要書類など】

マイナ保険証または資格確認書

### 限度額適用認定証

マイナ保険証・オンライン資格確認を利用しない場合は、限度額適用認定証を取得・提示することで、病院の窓口で負担する金額がひと月の上限額までで済むようになります。ただし、利用する同一月に申請する必要があります。

必要な書類等は、加入されている健康保険に直接ご確認ください。

### 償還払い

医療費をお支払い頂いた後に、自己負担限度額を超えた額が保険者から払い戻されます。高額療養費として払い戻されるのは、通常、診療を受けた月からおよそ3ヶ月後になります。加入されている保険によっては申請しなくても保険者が通知されるものもあります。基本的にはそれぞれの窓口で申請を行ってください。（時効は2年）

※ 医療機関の窓口でひと月の上限額が適用できなかった場合や、年間上限額の支給対象となった場合は、償還払いの申請が必要です。

#### 【必要書類など】

申請書、領収証（月ごと）、印鑑、マイナ保険証または資格確認書、銀行口座番号がわかるもの

※市町村民税が非課税の方は、非課税証明書も必要です

### 貸し付け・委任払い

マイナ保険証・オンライン資格確認・限度額適用認定証のいずれも申請が行えなかった場合、または高額療養費が払い戻されるまでのおおよそ3ヶ月の間に運転資金を用意することが難しい場合には、貸し付け・委任払いを利用できる場合があります。この制度は自治体や保険者によって実施方法が異なり、高額療養費相当の額を「貸し付け」と、自治体や保険者が高額療養費を病院に払い込んでくれる「委任払い」があります。

#### 【必要書類など】

請求書、マイナ保険証または資格確認書、印鑑、銀行口座番号がわかるもの